

スパム法執行に関するロンドン・アクション・プラン（LAP）の概要

- ロンドン・アクション・プラン(LAP)は、2004年11月、ロンドンにおいて開催された「スパム対策執行に関するワークショップ(米連邦取引委員会(FTC)と英国公正取引庁(OFT)が共催)」に参加した15カ国19機関が迷惑メール対策機関同士の情報交換等を行うことで合意し、定期会合の開催等を通じ連携を図っているマルチ会合。
- スパム法執行機関相互の意思疎通や協調、官民対話の促進を目的とし、27か国45の行政機関、12か国28の民間機関、4か国5のオブザーバが参加。
- 2005年以降、年1回程度の定期会合が持たれている。

構成メンバー

【行政機関】

オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、日本(総務省、公正取引委員会)、ラトビア、リトアニア、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェイ、ポルトガル、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、オランダ、英国、米国(27ヶ国45機関)

【民間機関】

オーストラリア、ベルギー、カナダ、チリ、中国、フランス、ドイツ、マレーシア、オランダ、スペイン、英国、米国(12ヶ国28機関)

【オブザーバ】

ベルギー、フランス、ロシア、英国(4ヶ国5機関)



開催実績

- | | | | | | | | | |
|-----|----------|-----------|------|----------|---------|-------|----------|---------|
| 第1回 | 2005年10月 | ロンドン、 | 第2回 | 2006年11月 | ブリュッセル、 | 第3回 | 2007年10月 | ワシントン、 |
| 第4回 | 2008年10月 | ヴィースバーデン、 | 第5回 | 2009年10月 | リスボン、 | 第6回 | 2010年10月 | メルボルン、 |
| 第7回 | 2011年10月 | パリ、 | 第8回 | 2012年10月 | ロンドン、 | 不定期会合 | 2013年4月 | アントワープ、 |
| 第9回 | 2013年10月 | モントリオール、 | 第10回 | 2014年10月 | 東京(予定) | | | |